

第42回三重県屋外広告物審議会

平成29年5月29日（月） 14:00～16:00

審議事項

第1号議案

屋外広告物の安全対策の充実について

屋外広告物の安全対策の取組について

- 札幌市の看板落下事故
平成27年2月15日、飲食店ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下。歩行中の女性1名の頭部にあたり、重体。

<事故後の当面の対応>

- 屋外広告物の安全対策について、自治体・業界団体に通知を発出
「屋外広告物による公衆に対する危害の防止について」H27年2月17日公園緑地・景観課長通知
- 屋外広告物の所有者向けの安全管理ガイドブックの策定（平成27年9月）
 - ・国、自治体、業界団体、有識者による検討委員会を設置し、広告物の所有者等向けに、日常管理の留意事項や日常点検のチェックポイント等を取りまとめ、周知。
- 官民連携によるパトロール等の推進
 - ・自治体担当者や広告物事業者などが合同で、危険な広告物などのパトロールや撤去等を重点的に実施する取組を全国各地で推進。

<「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正等>

- ・平成28年4月及び11月、国において、有識者等の検討委員会による検討を踏まえ、屋外広告物の所有者等による点検促進などを内容とする「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を改正し、各自治体に通知。
- ・上記ガイドラインと併せて、（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会、（一社）サインの森の3団体が共同で、屋外広告物の統一的な点検基準等を策定し、事業者へ周知。

「屋外広告物条例ガイドライン（案）」改正のポイント

- (1) 屋外広告物の所有者又は占有者についても、表示者、設置者、管理者と同様に、当該屋外広告物の補修、除却、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを追記。
- (2) 広告物の所有者等※は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者に、当該屋外広告物の本体及び接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- (3) 広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出するものとする旨の規定を追加。

※所有者等・・・所有者、占有者、表示者、設置者、管理者

三重県屋外広告物条例改正にあたって検討すべきポイント

1. 点検義務及び点検報告義務の対象とする屋外広告物の範囲
 - ①点検義務の対象
 - ②点検報告義務の対象
2. 点検者の資格要件
3. 点検項目及び点検方法
4. 点検の実施時期
5. 管理者の資格要件

1. 点検及び点検報告義務の対象とする屋外広告物の範囲

【現状】

点検義務は、**継続許可を要する広告物**

点検報告義務は、**表示面積 1 m²以上**の継続許可を要する広告物

(許可の期間、条件及び更新)

条例第10条第3項「許可の期間満了後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、期間満了の日の十日前までに更に申請して許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。ただし、貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等にあつては、許可の更新をすることはできない。」

(点検義務)

条例第11条「**前条第三項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性等を点検の上、規則で定めるところによりその結果を知事に報告しなければならない。**」

(点検報告)

規則第9条「条例第十一条の規定による報告は、屋外広告物継続許可申請書の提出の際、屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書（第九号様式の七）により行わなければならない。ただし、**当該広告物の表示面積が一平方メートル未満の場合は、この限りでない。**」

1. 点検及び点検報告義務の対象とする屋外広告物の範囲 続き

【条例ガイドライン（案）の解釈】

対象を明記していない。

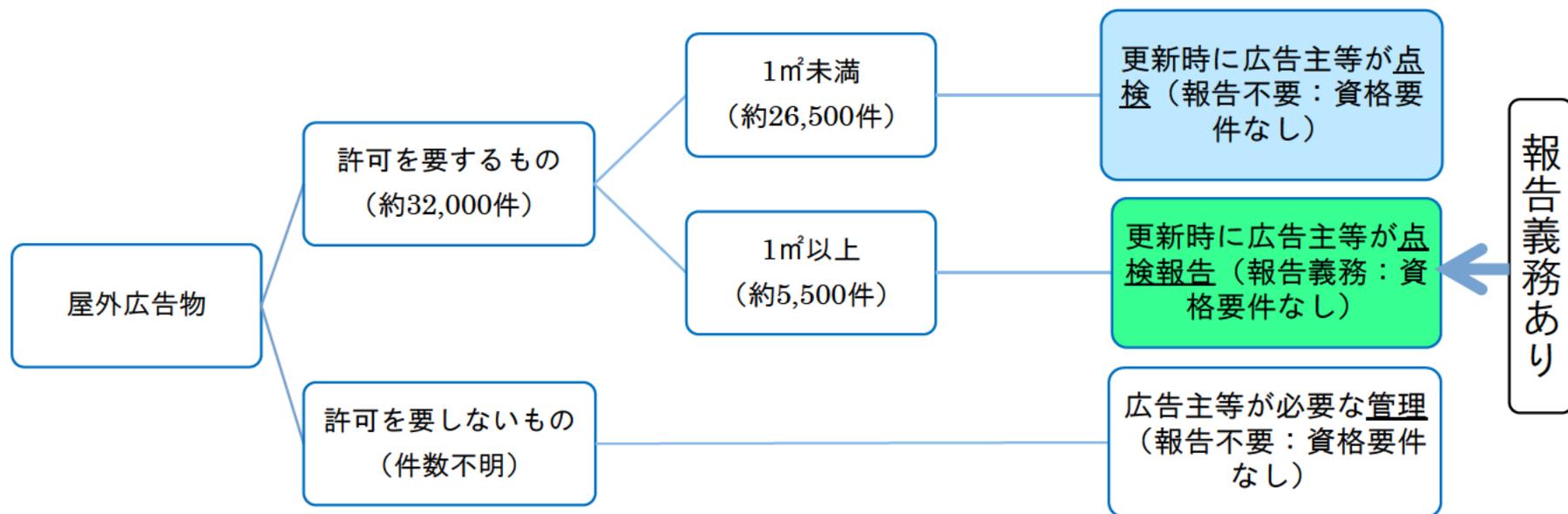
【基本的な考え方】

- ①点検義務の対象範囲は、安全性確保の重要性を考慮した基準とする。
- ②点検報告義務の対象範囲は、把握が必要と思われる広告物の規模や許可件数の状況を勘案して検討する。

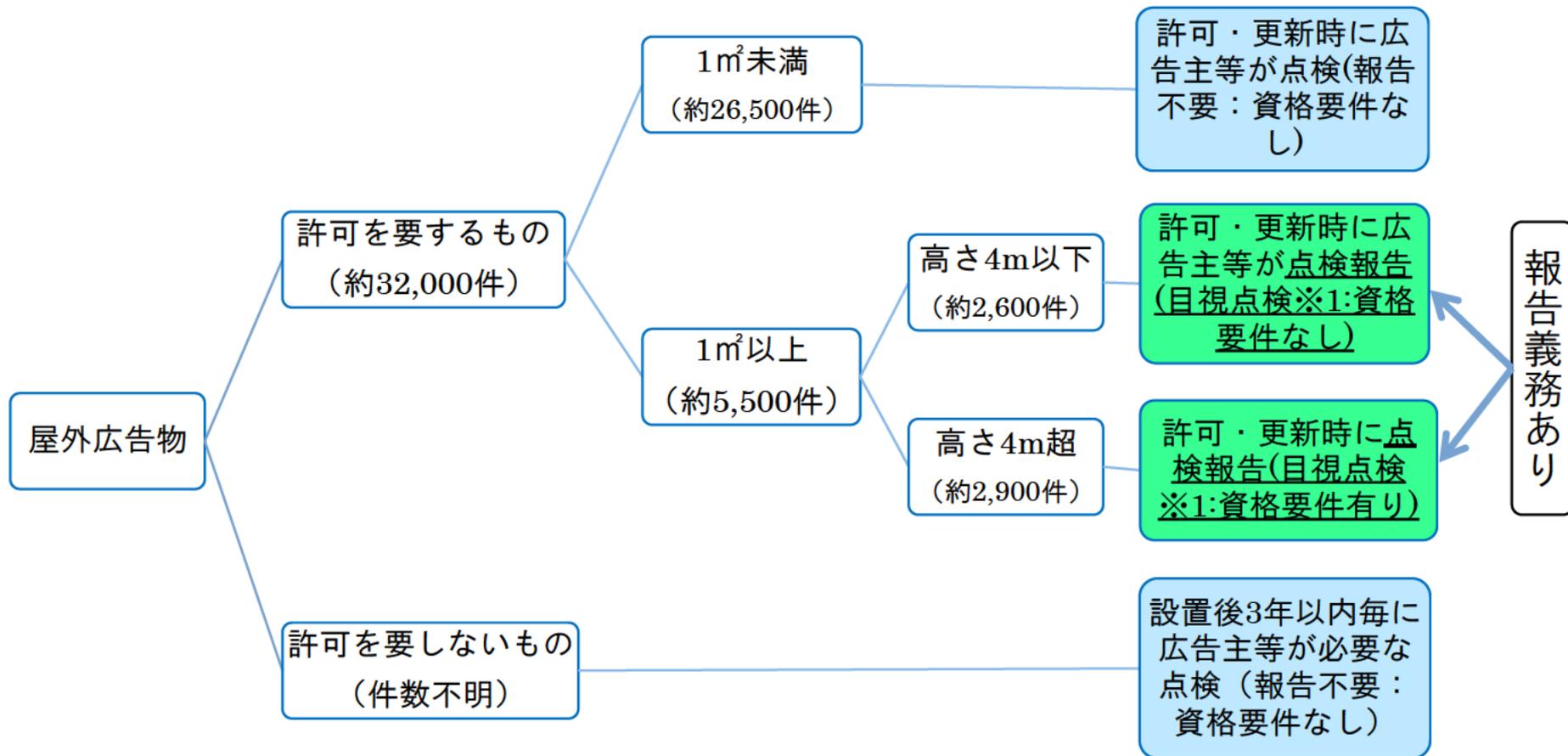
【検討案】

- ①点検義務の対象：許可の要・不要にかかわらず、**すべての広告物**（貼り紙、張り札等、広告旗及び立看板等の簡易な広告物は除く）
- ②点検報告義務の対象：**許可を要するもののうち表示面積1㎡以上**の広告物

点検及び点検報告の対象（現状）



点検及び点検報告の対象（検討案）



※1 目視点検とは、広告物等の各部におけるキズ、汚れ、変形、錆等について点検するもの（事業者団体が作成した点検基準（案）より）

2. 点検者の資格要件①

【現状】

点検義務に関する規定はあるが、点検者の資格要件に関する規定はない。

（点検義務）

条例第11条「前条第三項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性等を点検の上、規則で定めるところによりその結果を知事に報告しなければならない。」

【条例ガイドライン（案）の解釈】

「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者」

- ①改正の趣旨：技術的な知識を持った者が点検を行うことが望ましい。
- ②平成28年12月から屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検技能講習の修了者は該当。
- ③地域の実情（県下の屋外広告士の人数や、自治体独自の講習会の内容等）を勘案し、自治体を実施する講習会修了者等を加えることも可能。

2. 点検者の資格要件①続き

【基本的な考え方】

- ①条例ガイドライン(案)で記述された「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者」における「同等以上の知識を有する者」の資格要件については、点検基準項目に関する専門的な知見を有する資格者を対象とする。
- ②自治体を実施する講習会修了者については「同等以上の知識を有する者」とは言い難い。

【検討案】

- ①屋外広告士
- ②一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者
- ③建築士（1級、2級、木造）
- ④電気工事士（第1種、第2種）
- ⑤電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）
- ⑥職業訓練指導員（広告美術科、帆布製品製造取付）
- ⑦技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付）
- ⑧その他知事が同等以上の知識を有する者と認定した者

【参考】各資格要件の有資格者数

① 県内の屋外広告士の人数（平成29年5月10日現在）

県内屋外広告業登録業者のうち、**214者**
業務主任者が屋外広告士である
事業者数 **（県内屋外広告業者数727者の約30%）**

② 事業者団体が実施する点検技能 講習会（10月頃開催予定） **50人程度（見込）**

③ 建築士 **1級(不明) 2級 8,930人 木造 385人** (H29.3月末)

④ 電気工事士 **第1種 約1万人 第2種 約3万1千人** (H29.3月末)

⑤ 電気主任技術者 **不明**

⑥ 職業訓練指導員(広告美術科) **39人**（以下、平成29年5月19日現在）

（帆布製品製造取付） **37人**

⑦ 技能検定合格者(広告美術仕上げ) **1級 97人 2級 83人**

（帆布製品製造取付） **1級 43人 2級 33人**

3. 点検項目①

【現状】

平成28年度から「屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書」の点検項目を充実するとともに、写真添付を義務付けている。

(屋外広告物関係法令集54ページに掲載)

【条例ガイドライン（案）の解釈】

「屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等の緩み又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。」

3. 点検項目①続き

【基本的な考え方】

- ①平成28年度から県独自の点検項目を拡充しており、事業者団体が推奨している点検基準（案）の点検項目を網羅していること。
- ②今回の改正による混乱を避けること。
これらを踏まえ現状の点検項目を基本とする。

【検討案】

（現状の点検項目）

- ①基礎及び取付（支持）部分の変形、腐食、亀裂等
- ②主要部材の変形、腐食、劣化等
- ③ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等
- ④表示面の汚染、変色又は剥離
- ⑤表示面の破損
- ⑥照明又はネオン設備等の異常
- ⑦その他必要な点検箇所

点検方法②

【現状】

基本は目視のみとし、必要に応じて打音、検査等を求めている。

【条例ガイドライン（案）の解釈】

「屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等の緩み又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。」

【基本的な考え方】

高所に設置されている屋外広告物は、安全性確保を重視した基準とする。

【検討案】

1 m²以上かつ高さ4 m超※1の許可を要する広告物は、有資格者による目視点検を行う。

※1：「高さ4 m超」は建築基準法の建築確認申請を必要とする高さの基準を準用。

4. 点検の実施時期

【現状】

- ①許可を要する広告物について、許可の更新時に点検する。
- ②許可を要しない広告物については、点検義務を明記していない。

【ガイドラインの解釈】

許可時および許可の更新時。

【基本的な考え方】

ガイドラインに同じ

【検討案】

- ①許可を要する広告物は、許可時および許可の更新時に点検する。
- ②許可を要しない広告物は、設置後3年以内毎に点検する。
- ③点検記録は当該広告物を撤去するまでの間、保持する。

5. 管理者の資格要件

【現状】

管理義務および管理者の設置義務に関する規定（条例第15条、第16条）はあるが、**管理者の資格要件は定めていない。**

（管理義務）

条例第15条「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理するものは、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。」

（管理者の設置義務）

条例第16条「この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。」

【条例ガイドライン（案）の解釈】

「屋外広告土その他の規則で定める資格を有する者」

【基本的な考え方】

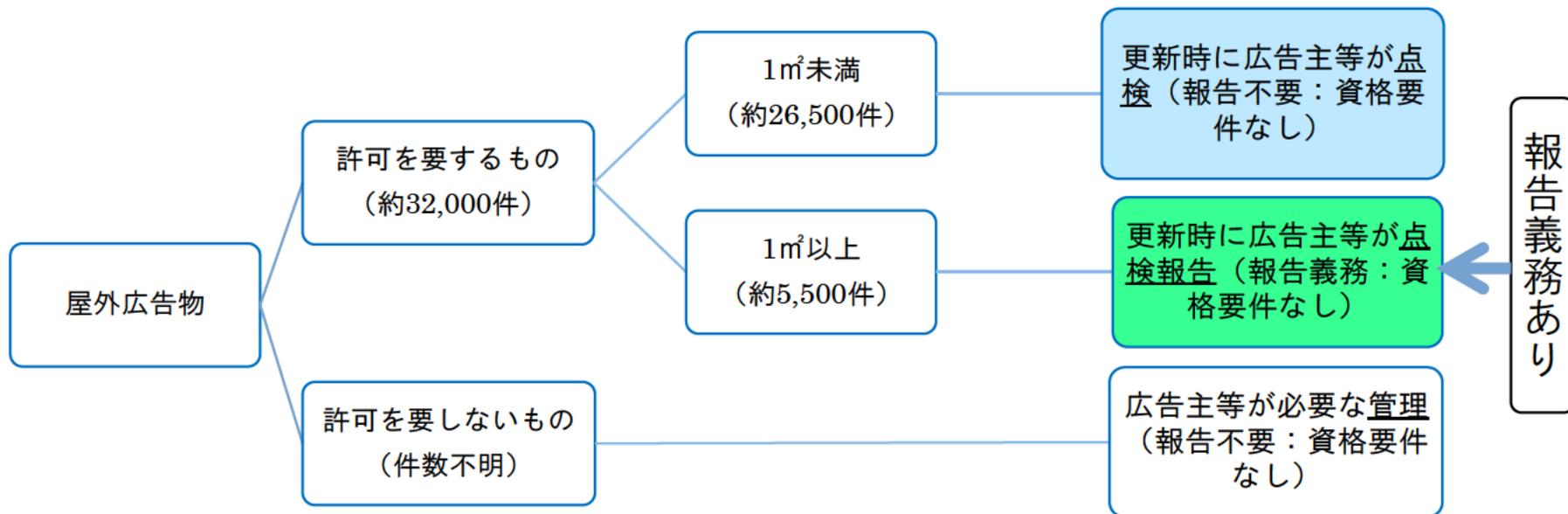
管理者の資格要件について、条例ガイドライン（案）では従来から規定されていること、また、屋外広告物の適正な管理及び安全対策をより一層充実するため、今回ガイドラインが改正されていることから、本県においても管理者への資格要件を定める必要がある。

【検討案】

表示面積1㎡以上かつ高さ4m超の広告物については、点検者の資格要件と同様の**資格を有する者**。それ以外の広告物については資格要件なし。

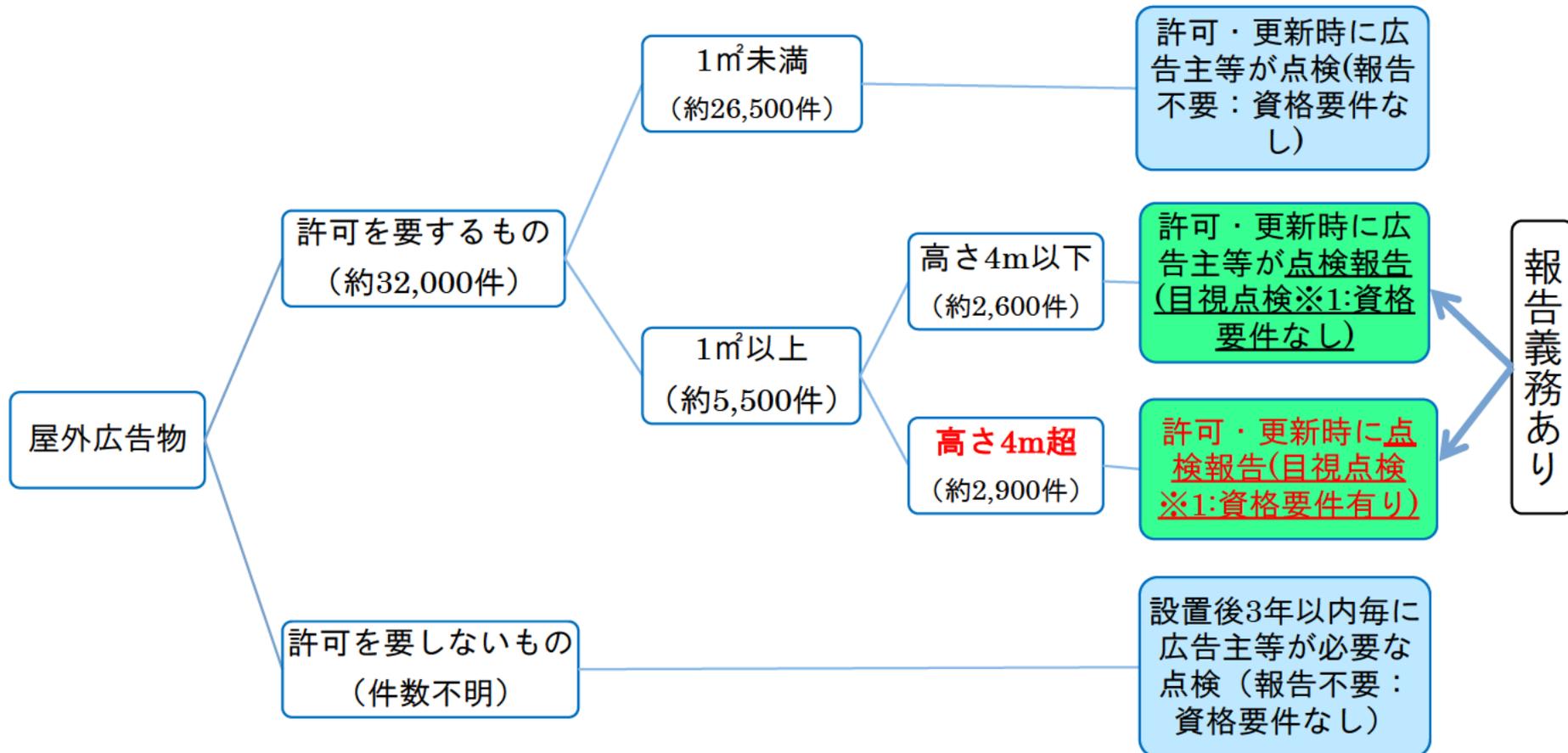
点検及び点検報告の対象（現状）

再掲



点検及び点検報告の対象（検討案）

再掲



※1 目視点検とは、広告物等の各部におけるキズ、汚れ、変形、錆等について点検するもの（事業者団体が作成した点検基準（案）より）

有資格者による点検・管理を要する広告物の一覧表

	広告物の形態	管理者の設置	管理者となるための資格の要否	点検の実施	点検実施するための資格の要否	点検結果の報告
(1)	表示面積1㎡以上かつ上端の高さが4m超の広告物	○	●	○	●	○
(2)	表示面積1㎡以上かつ上端の高さが4m以下の広告物	○	—	○	—	○
(3)	表示面積1㎡未満の許可を要する広告物	○	—	○	—	—
(4)	許可を要しない広告物	—	—	●	—	—

先行する他県の状況

	長野県 H29.3.23条例改正（規則改正中）	宮城県 パブリックコメント（実施中）
点検義務	新設	新設
報告義務	新設	新設
点検対象	簡易なもの(貼り紙、立て看板など)以外の広告物。 但し、高さ4m以上のものは 資格要件あり（案の段階）	簡易なもの以外の広告物。 但し、高さ4m超又は4m以下かつ 許可期間1年を超えるものは 資格要件あり
報告対象	更新許可を要する広告物	許可期間が1年未満を除く広告物
点検項目	未定	当県検討案と同じ
点検者の資格要件	当県検討案と同じ	当県検討案 +屋外広告物講習会修了者
点検結果の報告時期	許可更新時のみ	当県検討案と同じ
管理者の資格要件	条例規定なし	当県検討案と同じ

報告事項

- 1 歩道橋の愛称表示にかかる運用基準について
- 2 壁面広告の許可基準（同一壁面面積の規定）の解釈の変更について
- 3 案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化について

報告事項 1

歩道橋の愛称表示にかかる運用基準について

ネーミングライツ対象施設の拡大について

「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」

対象施設の定義を「県有施設のうち広告効果が見込まれる施設」に変更

⇒平成29年度より県管理の歩道橋、都市公園を対象施設に加える。

⇒ただし、歩道橋は禁止物件であり、愛称の表示を認めるにあたって、特に良好な景観との調和や公衆に対する危害の防止、自動車の運転手等からの視認性の確保の観点から、一定の制限を設ける必要があるため、運用基準を設ける。

歩道橋の愛称表示にかかる運用基準

<p>(1) 文字の形状</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 文字の配置や書体等は、歩道橋全体のバランスを損なわないもの。・ 文字の大きさは、1文字あたり最大30cm角まで。・ 愛称は、2行以上書きとせず、1行とする。・ ロゴマークは不可とする。
<p>(2) 表示位置</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 同一壁面につき1か所とし、その位置は、原則として、車道の進行方向からみて歩道橋の右半分の中央とする。 (ただし、右半分に表示スペースがない場合、この限りでない。)・ 既設の信号、標識等から50cm以上間隔を空ける。
<p>(3) 表示面積</p>	<ul style="list-style-type: none">・ すでに歩道橋に表示されている「地点名(町名)表示」を含め、最大可視面積(一方向から見た場合に同時に見ることができる表示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積)が10㎡以内、かつ同一壁面面積の2分の1以内まで。・ 両面に設置する場合は、それぞれ10㎡以内かつ同一壁面面積の2分の1以内まで。
<p>(4) 色彩</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色。・ 蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等と誤認の危険性のある色などは使用不可。

歩道橋ネーミングライツのイメージ



報告事項 2

壁面広告の許可基準（同一壁面面積の規定）の解釈の変更について

壁面広告の許可基準（同一壁面面積の規定）の解釈の変更について

<現状>

壁面広告の許可基準（許可地域）（条例規則別表）

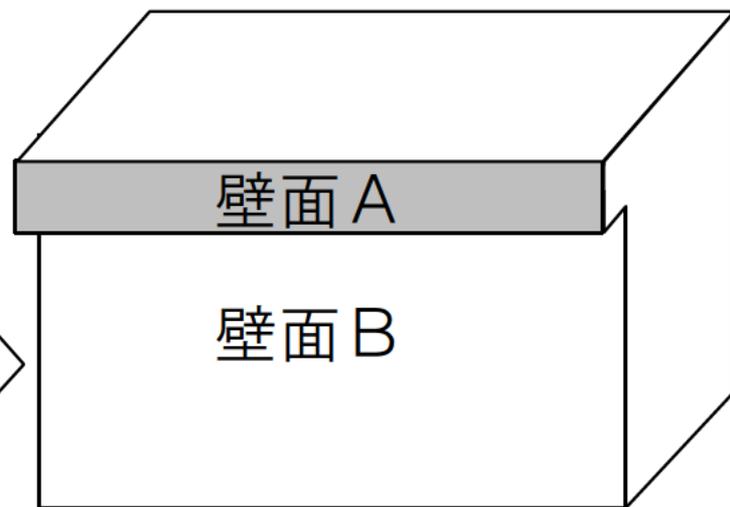
- ・ **同一壁面面積**（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること。



同一壁面面積とは

- ・ 同一方向を向いた壁面について、2つ以上の壁と軒先などの段差がある場合、「同一壁面」とはみなさず、それぞれを別壁面とみなし、それぞれの壁面において、許可基準を満たす必要がある。

右図において、壁面Aと壁面Bは別壁面とみなし、広告物を掲出する際には、**それぞれの壁面の面積1/2以内に抑える**必要がある。



解釈変更を行う経緯

(1) イメージカラーの商標登録の認可

- ・ 本県では、平成16年に、イメージカラーについては広告物とは取り扱わない旨整理しており、コンビニエンスストア等において、イメージカラーのみのプレートは広告物として取扱っていないため、壁面面積1/2の基準も問題がなかった。
- ・ 一部のコンビニエンスストアにおいて、平成29年3月にイメージカラーが**色彩の商標登録として認可された。商標登録された色彩は、特定のイメージを連想させることを前提としていることから**広告物の定義に含まれることとなる。****
今後、他の企業においても、同様に商標登録されることが予想され、多くの店舗において違反状態となる恐れがある。

解釈変更を行う経緯

(2) 近隣他府県への照会結果

- ・平成29年3月に、近隣他府県や政令指定都市など計34の自治体に壁面広告の許可基準に関して照会。

(結果)

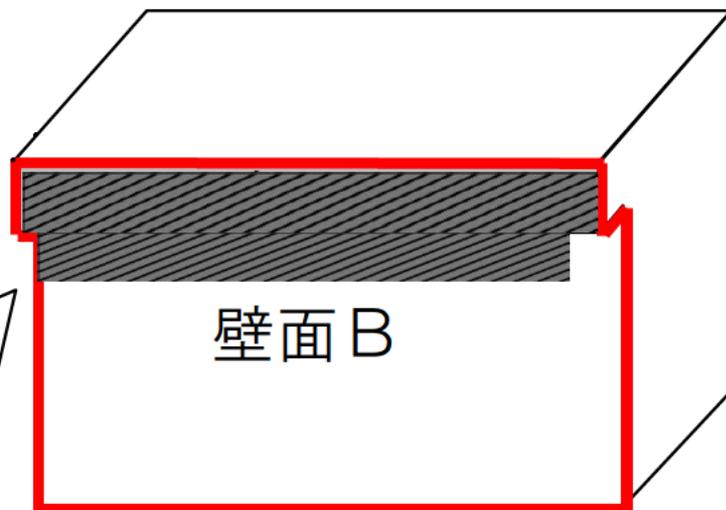
- ・当県の規定と同様に、段差のある壁面について、別壁面とみなす自治体は1県と2市のみ。
しかし、この3つの自治体は、壁面に対する面積割合の基準を設けていないため、当県と同じ課題を持つ自治体は無い。

「同一壁面面積」の規定の解釈変更について

変更後の解釈

- ・同一方向を向いた壁面について、2つ以上の壁面があっても、相互の壁面に一体性がある場合、段差等は考慮せずに同一壁面とみなし、広告物を表示している面の正面から投影された建築物の立面図を壁面面積とみなす（同一壁面面積＝同一立面面積）。

右図において、壁面Aと壁面Bは別壁面であるが、相互の壁面に一体性があると言えるため、壁面Aと壁面Bは同一壁面とみなす。そのため、壁面Aに広告物を表示する場合でも、壁面Aと壁面Bを合わせた面積（赤枠）の1/2まで表示できる。



報告事項 3

案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化について

案内図板等の広告物掲出にかかる規制の弾力化

<背景>

- ・近年、案内図板や公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に屋外広告物を表示し、その広告料収入をこれらの施設等の設置又は維持管理に要する費用に充てる取組がみられる。
- ・平成28年3月に国において策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、多言語表示に対応した観光案内図板等の公共デジタルサイネージの設置を促進するため、「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」することが位置付けられた。



こうした状況をふまえ、広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、国土交通省は「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を平成29年3月23日に改正。

国の「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正内容

<改正概要>

- ・案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、知事の許可を受けた場合に限り、**禁止地域に表示することができる旨の規定を追加。**

<運用上の解釈>

- ・公益上必要な施設又は物件とは、案内図板、公共掲示板等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含まれる。また、規則において、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。

<今後の対応>

- ・市町、関係団体からの意見聴取、他府県の状況をふまえて、条例及び規則の改正も視野に入れて、検討していくこととする。

デジタルサイネージとは・・・

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムを総称して「デジタルサイネージ」と呼ぶ。